

加須市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する事務取扱要綱

(令和 6 年 1 1 月 6 日部長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。以下同じ。）の区域外指定及び利用に関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な利用と運営の実現に資することを目的とする。

(認知症対応型共同生活介護等への入居等を申請する者の要件)

第 2 条 地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護等への入居又は入所（以下「入居等」という。）を申請する者は、原則として加須市の介護保険被保険者であり、かつ、加須市内に 6 箇月以上の期間にわたり住所を有していなければならない。

(他の市町村長が市内の認知症対応型共同生活介護等を指定する場合の同意要件)

第 3 条 市長は、他市町村長から本市に所在する認知症対応型共同生活介護等の指定に係る同意を求められた場合において、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、前条の規定にかかわらず、当該市町村長に同意をするものとする。

- (1) 家族、同居者等による虐待等から避難するとき。
- (2) 他市町村被保険者の住所地の市町村内に同種のサービスがなく、他のサービス利用を検討してもなお当該サービスの利用の必要性が高いとき。
- (3) 他市町村被保険者の住所地の市町村内の同種サービスにおいて 3 箇月以上の期間にわたり定員の空きがなく、他のサービス利用を検討してもなお当該サービス利用の必要性が高いとき。

(同意協議に係る手続)

第 4 条 他市町村長は、本市に所在する地域密着型サービス事業所の入居等に関する指定について同意を求めるときは、同意協議書を市長に提出しなけれ

ばならない。

附 則

この要綱は、令和6年11月6日から施行する。